

企 業 局

令和7年(2025年)5月26日調製

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要 -----	1～6
2 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の 一部を改正する条例の骨子 -----	7～8

1 令和7(2025)年度補正予算概要

【公共下水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補 正 額	備 考
収 入	国庫補助金	17,519 <sup>千円</sup>	国庫補助金(収益的収入)の増 17,519千円
	計	17,519	
支 出	委託料	38,019	下水道管路調査委託料の増 38,019千円
	消費税及び地方消費税納付税額	△ 1,858	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 1,858千円
	計	36,161	

(2) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
下水道事業収益	7,981,582 <sup>千円</sup>	17,519 <sup>千円</sup>	7,999,101 <sup>千円</sup>	
営業外収益	2,361,659	17,519	2,379,178	国庫補助金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
下水道事業費用	6,871,380 <sup>千円</sup>	36,161 <sup>千円</sup>	6,907,541 <sup>千円</sup>	
営業費用	6,358,854	38,019	6,396,873	委託料を補正
営業外費用	504,525	△ 1,858	502,667	納付税額を補正

当年度純損益 987,279千円

なお、営業費用中管渠費の財源に充てるため、企業債20,500千円を借り入れる。

当年度財源過不足額 △ 23,134千円

累積財源過不足額 1,898,891千円

令和7(2025)年度函館市公共下水道事業会計予算(補正後)

(1) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
下水道事業収益	千円 7,999,101	下水道事業費用	千円 6,907,541	内部留保資金(減価償却費等) 1,316,059千円
営業収益	5,619,923	営業費用	6,396,873	
営業外収益	2,379,178	営業外費用	502,667	
		特別損失	1	
		予備費	8,000	
		差 引	1,091,560	

当年度純損益 987,279千円

なお、営業費用中管渠費の財源に充てるため、企業債20,500千円を借り入れる。

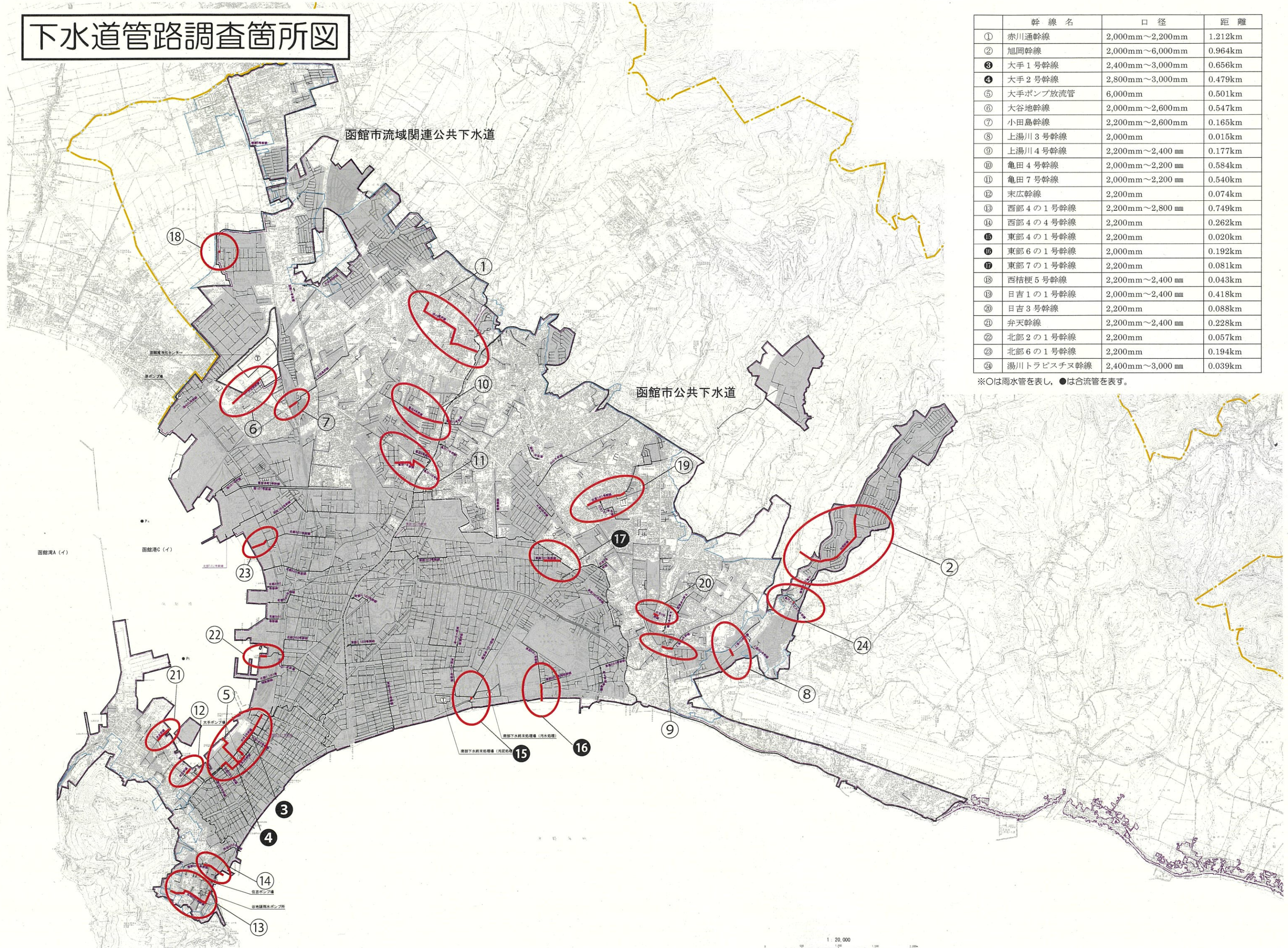
(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 3,410,849	資本的支出	千円 5,841,602	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,430,753千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 104,281千円 当年度分損益勘定留保資金 1,316,059千円 繰越利益剰余金処分額 1,010,413千円 で補てんするものとする。
企業債	1,680,800	建設改良費	2,087,385	
固定資産 売却代金	10,400	企業債償還金	3,744,417	
国庫補助金	429,300	長期貸付金	9,800	
受益者負担金	2,249			
他会計負担金	1,242,783			
工事補償金	37,780			
長期貸付金 返 還 金	7,537			
差 引	△2,430,753			

当年度財源過不足額 △ 23,134千円

累積財源過不足額 1,898,891千円

# 下水道管路調査箇所図



	幹線名	口径	距離
①	赤川通幹線	2,000mm~2,200mm	1.212km
②	旭岡幹線	2,000mm~6,000mm	0.964km
③	大手1号幹線	2,400mm~3,000mm	0.656km
④	大手2号幹線	2,800mm~3,000mm	0.479km
⑤	大手ポンプ放流管	6,000mm	0.501km
⑥	大谷地幹線	2,000mm~2,600mm	0.547km
⑦	小田島幹線	2,200mm~2,600mm	0.165km
⑧	上湯川3号幹線	2,000mm	0.015km
⑨	上湯川4号幹線	2,200mm~2,400mm	0.177km
⑩	亀田4号幹線	2,000mm~2,200mm	0.584km
⑪	亀田7号幹線	2,000mm~2,200mm	0.540km
⑫	末広幹線	2,200mm	0.074km
⑬	西部4の1号幹線	2,200mm~2,800mm	0.749km
⑭	西部4の4号幹線	2,200mm	0.262km
⑮	東部4の1号幹線	2,200mm	0.020km
⑯	東部6の1号幹線	2,000mm	0.192km
⑰	東部7の1号幹線	2,200mm	0.081km
⑱	西桔梗5号幹線	2,200mm~2,400mm	0.043km
⑲	日吉1の1号幹線	2,000mm~2,400mm	0.418km
⑳	日吉3号幹線	2,200mm	0.088km
㉑	弁天幹線	2,200mm~2,400mm	0.228km
㉒	北部2の1号幹線	2,200mm	0.057km
㉓	北部6の1号幹線	2,200mm	0.194km
㉔	湯川トラビスチヌ幹線	2,400mm~3,000mm	0.039km

※○は雨水管を表し、●は合流管を表す。

【交通事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補正額	備 考
収 入	国庫補助金	△ 59,589 <sup>千円</sup>	国庫補助金の皆減 △ 59,589千円
	他会計補助金	△ 44,692	一般会計補助金（資本的収入）の皆減 △ 44,692千円
	計	△ 104,281	
支 出	建設改良費	△ 104,281	軌道改良工事の皆減 △ 178,768千円 軌道制振化工事の増 74,487千円
	計	△ 104,281	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

科 目	既決額	補正額	計	備 考
資本的収入	550,981 <sup>千円</sup>	△ 104,281 <sup>千円</sup>	446,700 <sup>千円</sup>	
国庫補助金	59,589	△ 59,589	0	国庫補助金を補正
他会計補助金	44,692	△ 44,692	0	一般会計補助金を補正

支 出

科 目	既決額	補正額	計	備 考
資本的支出	758,320 <sup>千円</sup>	△ 104,281 <sup>千円</sup>	654,039 <sup>千円</sup>	
建設改良費	554,558	△ 104,281	450,277	軌道費を補正

当年度財源過不足額 21,759千円

累積財源過不足額 △ 19,868千円

(3) 業務の予定量

主要な建設改良事業

	補 正 前	補 正 後
軌道改良	<u>470.0メートル</u>	<u>400.0メートル</u>

令和7(2025)年度函館市交通事業会計予算(補正後)

(1) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
軌道事業収益	千円 1,563,944	軌道事業費用	千円 1,681,641	内部留保資金(減価償却費等)  346,795千円
営業収益	1,078,741	営業費用	1,650,330	
営業外収益	485,203	営業外費用	28,310	
		特別損失	1	
		予備費	3,000	
差 引	△ 117,697			

当年度純損益 △ 158,631千円

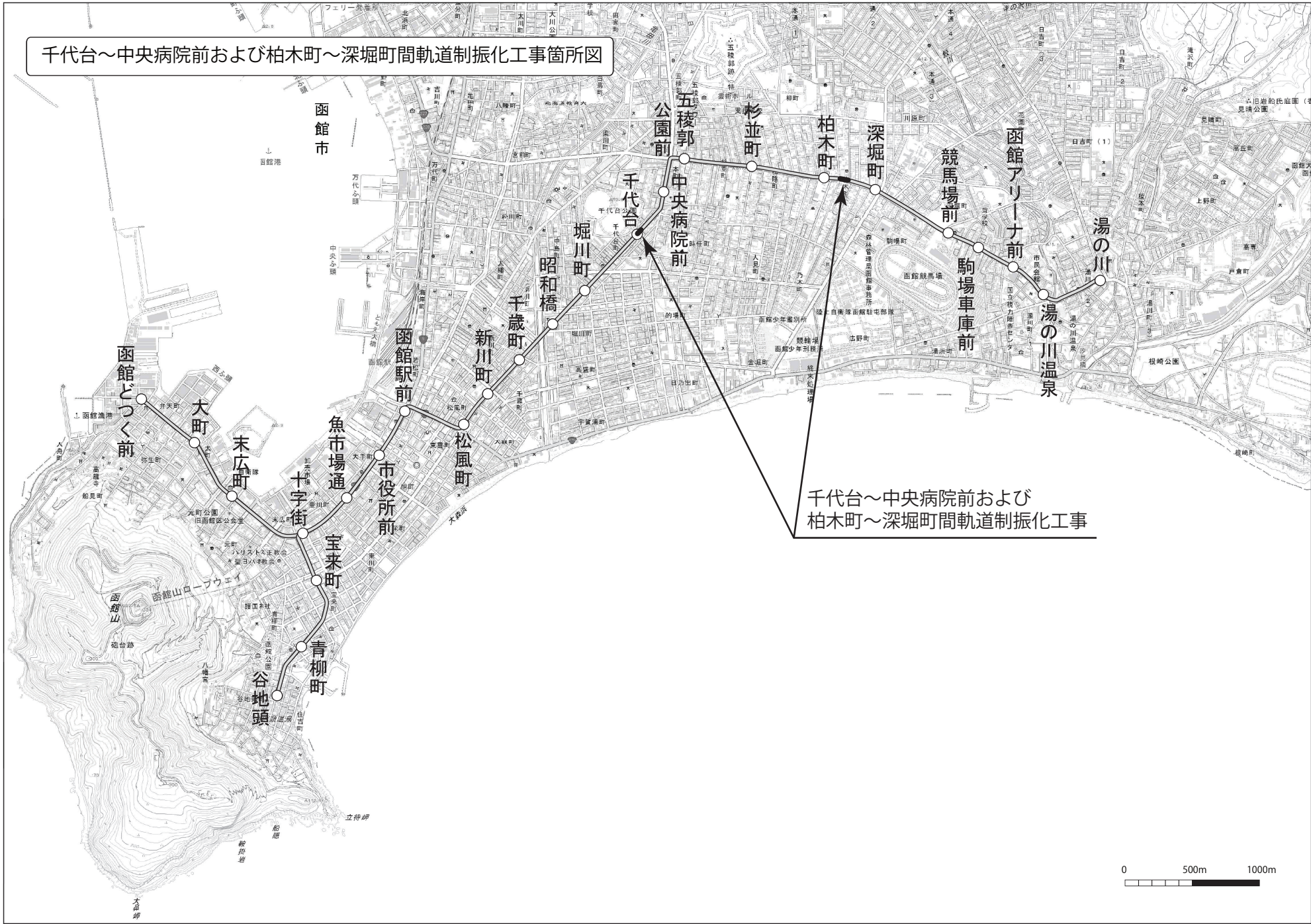
(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 446,700	資本的支出	千円 654,039	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額207,339千円のうち187,471千円は、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,934千円 当年度分損益勘定留保資金 146,537千円 で補てんするものとする。
企業債	446,700	建設改良費	450,277	
		企業債償還金	203,762	
差 引	△ 207,339			

当年度財源過不足額 21,759千円

累積財源過不足額 △ 19,868千円

千代台～中央病院前および柏木町～深堀町間軌道制振化工事箇所図



千代台～中央病院前および  
柏木町～深堀町間軌道制振化工事

2 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

職員が部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の全部について勤務しない場合等に給与額を減額することとするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和7年10月1日

## 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部または一部</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>